

# 鳴門市津波避難計画改定業務

## 仕様書

令和8年6月

鳴門市危機管理局

## 第1条（適用範囲）

本仕様書は、「鳴門市津波避難計画改定業務」（以下、「本業務」という。）に適用するものとする。

## 第2条（目的）

本業務は、令和7年9月に公表された徳島県津波浸水想定等を基に鳴門市全域の津波避難場所の高さ等を確認するとともに、津波避難シミュレーションの実施により、津波避難困難地域の見直しを行い、鳴門市津波避難計画を改定することを目的とする。

また、南海トラフ地震臨時情報発表時に事前避難対象地域（住民事前避難対象地域及び高齢者等事前避難対象地域）となる地域を津波避難シミュレーションにより抽出し、同地域の範囲を鳴門市津波避難計画及び「（仮称）鳴門市南海トラフ地震臨時情報対応マニュアル」に反映させる。

## 第3条（委託業務名）

鳴門市津波避難計画改定業務

## 第4条（業務概要）

- 1) 計画準備
- 2) 資料収集・整理
- 3) 津波避難場所の検討
- 4) 津波避難場所・避難経路等データの作成
- 5) 津波避難困難地域の抽出
- 6) 南海トラフ地震臨時情報発表時における事前避難対象地域の抽出
- 7) 鳴門市津波避難計画の改定
- 8) 打合せ協議
- 9) 報告書作成

## 第5条（業務内容）

- 1) 計画準備

本業務の目的・内容等を考慮し、国・県が進める計画、鳴門市の関連計画等を参考に、業務方針・業務内容・業務工程等の検討を行い、業務計画書を作成する。

- 2) 資料収集・整理

新たな徳島県津波浸水想定に係る情報、津波避難場所に係る資料等を収集・整理し、避難対象地域、津波到達予想時間等を設定する。次項の作業に必要な最新の都市計画図（DM データ等）、オルソ画像、橋梁台帳等については、発注者が貸与する。

- 3) 津波避難場所の検討

平成26年3月以降に指定された津波避難場所について、既存資料（DEM、市提供

の MMS データ等) または現地測量の実施により高さを確認し、新たな徳島県津波浸水想定での浸水区域、浸水深や基準水位を基に、津波避難場所としての避難スペースの再検討、津波避難シミュレーションにおける避難目標地点を再設定する。

#### 4) 津波避難場所・避難経路等データの作成

津波避難場所・避難経路(橋梁の通行可否に係る情報整理含む)に基づいて津波避難シミュレーションを実施するにあたり、必要となる GIS データを作成する。津波避難シミュレーション手法にあたっては、現行計画と同様に「津波防災まちづくりの計画策定に係る指針(第1版)」(国土交通省、平成25年6月)で示される「GIS データを活用した特定避難困難地域及び特定避難困難者数の抽出」の手法を用いるものとする。なお、避難対象地域の人口分布には、最新の人口・世帯数を用いるものとする。

#### 5) 津波避難困難地域の抽出

4) で作成した津波避難場所及び避難経路の GIS データを用いて、津波避難シミュレーションを実施する。津波避難シミュレーションの実施に際しては、避難場所の優先度を考慮するとともに建物毎の避難状況を考慮し、津波避難困難地域を抽出する。

##### (1) 津波避難シミュレーション(津波避難困難地域の抽出)の実施

避難可能距離・歩行速度等の条件設定については、発注者と受注者が協議のうえ決定するものとし、以下の2種の地域抽出を行う。

- ・高台等のみを津波避難場所とした場合の避難困難地域
- ・高台等に加え、津波避難ビルを津波避難場所とした場合の避難困難地域(特定避難困難地域)

##### (2) 津波避難シミュレーション結果のとりまとめ

津波避難シミュレーションの結果を集計し、各津波避難場所の毎分の避難者数、避難困難者数等を算出する。

#### 6) 南海トラフ地震臨時情報発表時における事前避難対象地域の抽出

5) と同様に、4) で作成した津波避難場所及び避難経路の GIS データを用いて、津波避難シミュレーションを実施する。津波避難シミュレーションの実施に際しては、避難場所の優先度を考慮するとともに建物毎の避難状況を考慮し、高齢者等事前避難対象地域を抽出する。

なお、事前避難対象地域のうち、住民事前避難対象地域は、5) で抽出した避難困難地域から高齢者等事前避難対象地域を除く地域を設定する。

##### (1) 津波避難シミュレーション(高齢者等事前避難対象地域の抽出)の実施

避難可能距離・歩行速度等の条件設定については、発注者と受注者が協議のうえ決定する。この条件を基に実施した津波避難シミュレーションの結果から、高台等に加え、津波避難ビルを津波避難場所とした場合の避難困難地域を高齢者等事前避難対象地域として抽出する。

##### (2) 津波避難シミュレーション結果のとりまとめ

津波避難シミュレーションの結果を集計し、各津波避難場所の毎分の避難者数、避難困難者数等を算出する。

(3) 「(仮称) 鳴門市南海トラフ地震臨時情報対応マニュアル」への反映

新たに抽出した事前避難対象地域に関する事項をとりまとめ、「(仮称) 鳴門市南海トラフ地震臨時情報対応マニュアル」へ反映させる。

7) 鳴門市津波避難計画の改定

本業務において調査、検討、整理した結果を基に、鳴門市津波避難計画を改定する。

8) 打合せ協議

打合せ協議は、業務着手時、中間(2回)、成果納品時に実施する。業務の進捗状況に合わせて、適宜打合せ協議を行い、その都度議事録を作成し、担当者の承認を得る。

9) 報告書作成

業務の目的を踏まえ、作成された成果を基に、業務の方法・過程・概要について記した報告書を作成する。

## 第6条 (委託内容の変更等)

発注者は、受注者と協議し、必要があると認めるときは、委託内容を変更することができる。

## 第7条 (損害の賠償)

本業務遂行中に受注者が発注者並びに第三者に損害を与えた場合は、直ちに発注者にその状況及び内容を報告し、指示に従うものとする。損害賠償などの責任は、受注者が負うものとする。

## 第8条 (履行期間)

本業務の履行期間は、契約締結の翌日から令和9年3月31日までとする。

## 第9条 (成果品)

本業務で納品すべき成果品は、以下のとおりとする。

- ・ 報告書……………数量：2部、仕様：A4版、簡易製本
- ・ 鳴門市津波避難計画……………数量：2部、仕様：A4版、簡易製本
- ・ (仮称) 鳴門市南海トラフ地震臨時情報対応マニュアル  
……………数量：2部、仕様：A4版、簡易製本
- ・ 電子データ……………数量：2部、媒体：CD-R等  
(電子データの内容：報告書、鳴門市津波避難計画、(仮称) 鳴門市南海トラフ地震臨時情報対応マニュアル)